

熊野町人権教育推進計画

平成 23 年 4 月
熊野町教育委員会

国においては、平成 12 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、平成 14 年には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。県においては、平成 14 年に「広島県人権教育・啓発指針」及び「広島県人権教育推進プラン」を策定した。

そこで、熊野町においては、国・県との連携を図り、本町の実情を踏まえた人権教育・人権啓発を総合的かつ効果的に推進するため、平成 23 年 4 月「熊野町人権教育・人権啓発指針」を策定した。

実施に当たっては、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するように行い、だれもがいきいきと生活できる社会を形成し、ともに笑顔で暮らすことを目指したい。また、実施にあたっては、平成 10 年の文部省是正指導で指摘された趣旨を踏まえ、教育と政治運動や社会運動を明確に区別し、教育の中立性を確保した上で、人権尊重の理念に関する学習の方法や内容などの具体像を公民館や学校等に例示し、適正な人権教育のあり方を指導する必要がある。

このような諸状況を踏まえ、熊野町教育委員会は、本推進計画を策定するものである。

1 人権教育の推進方策

人権尊重の理念を正しく理解、体得することが必要であるという認識に立ち、人権教育を推進し、学校教育と生涯学習のそれぞれの特質に留意し、生命の尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的視点からの取組みを重視し、実施する。

(1) 学校教育における人権教育の推進

幼児児童生徒の発達段階に即し、学習指導要領に基づいて、道徳や各教科における学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念について正しい理解を深めていく。

学習内容については、人権尊重の理念を単に知識として教えるだけでなく、豊かな感性を育み、日常生活において、他者への配慮が自然に態度や行動に現れてくるような人権感覚の育成に資するものとする。

指導にあたっては、人権尊重の考え方が基本的人権を中心に正しく身に付くよう、自分の自由や権利と同様に他者への自由や権利を大切にすること、また、権利の行使には責任が伴うことなどについて、特に配慮する。

【具体的施策】

- ア 教職員の人権尊重の理念についての正しい理解や指導力の向上を図る研修の充実に努める。
- イ 広島県教育委員会主催の人権教育研修会に、各校から教職員等を積極的に参加させ、人権教育に関する理解を深めさせる。
- ウ 研修会においては、県がまとめている実践報告書等を活用し、学習形態や手法を工夫し、知的伝達型の学習だけでなく、参加体験型学習等を取り入れた人権感覚を育むような学習とする。

(2) 生涯学習における人権教育の推進

公民館等で行われている人権尊重に関する学習活動や交流活動において、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。

学習内容については、相互の人権を尊重し、共存していくことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の醸成に資するものとする。

学習を実施するに当たっては、各自の自発的学習意思に基づき、誰もが参加しやすく、意見や感想の自由な交換ができるように留意する。

【具体的施策】

- ア 公民館活動等の生涯学習に関わる者に対して、人権教育の目的、基本理念を踏まえた研修の充実に努める。
- イ 広島県教育委員会主催の人権教育研修会に、公民館活動等の生涯学習に関わる者を積極的に参加させ、人権教育に関する理解を深めさせる。
- ウ 講座等を開設し、人権尊重に関する多様な学習機会を設ける。その際、県がまとめている実践報告書等を活用し、学習形態や手法を工夫し、知的伝達型の学習だけでなく、参加体験型学習等を取り入れた人権感覚を育むような学習とする。

2 人権教育推進計画の推進

(1) 推進体制

本町の人権教育を適正に推進するために、生涯学習課と学校教育課が常に連携をとる。

(2) 人権教育推進計画の見直し

社会情勢等の変化に伴い生じる人権に関する新たな課題に応じて、人権教育推進計画を見直すものとする。